

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第二章 労働運動・大衆運動・共産党対策

第一節 共産党対策

共産党中央委員の公職追放、官公庁、公共企業体、公益事業、民間経営からの共産主義者およびその同調者の追放＝レッド・ページ、労働運動・大衆運動に対する警察権の発動が一九五〇年における労働政策の中心をなしていることは以下に見るとおりである。

第一節 共産党対策

中央委員、アカハタ幹部の公職追放 共産党中央委員の追放を指令した六月六日マッカーサー書簡にもとずき、政府は同日緊急閣議ののち直ちに、一九四九年一月四日付勅令第一号の公職追放令により徳田書記長らの公職追放の手続きをとり、同じく六月七日の書簡によって追放指令されたきくなみ・かつみ氏ら一七名に対しても同様手続きをとった。

追放中央委員の搜索 法務府特審局は、追放指定された共産党中央委員が追放指定後二〇日間の事務整理期間をすぎた六月二八、九両日栃木県鬼怒川温泉で「全国代表者会議に出席した」との情報があったという理由により、七月はじめのその出頭を求め、七月一四日には出頭を拒否したと見られる徳田書記長ら九名にたいし、団体等規正令第一〇条違反容疑として最高検に告発、一五日にはこれにもとずいて逮捕状が発せられた。

警視庁ではこの捜査のため同日特別捜査本部を設置した。

以後、一〇月七日名古屋で春日正一を逮捕したのみで捜査が停滞し、関係当局の不一致があったので、一〇月中旬には、東京、大阪その他の国警全国六管区本部ごとに、国警、自警、特審など関係当局が合同捜査連絡会議を設置し、全国的な捜査にのりだした。

共産党対策は団体等規正令で 一月二六日衆院法務委員会で殖田法務総裁は、もし共産党が占領軍に反対するとか、暴力主義的になつた確証があれば、団体等規正令で処分する、今後の成行を見ていきたい、と述べた。

山形市委員会等を告発 法務府特別審査局は二月一三日、団体等規正令第六条違反容疑で日本共産党山形市委員会、布施市委員会ほか四細胞を摘発、その代表者を最高検察庁に告発した。

共産党非合法化考慮 吉田首相は六月六日要旨次のような談話を発表、共産党指導の暴力行為に対しては断平たる処置をとること、ひいては共産党の非合法化を考慮せざるをえないことを述べた。

皇居前広場米軍将兵に対する暴行事件は国際関係上極めて重大なことであり、今回の事件の如きは連合軍占領以来かつてなき不祥事であり、マ元師はじめ占領軍および米国等の

指導と好意を裏切るものである。マ元師の五・三声明に述べられてある如く、かかる暴力行為は民主主義発展の途上にあるわが国としては、特に力強く排斥せねばならぬことはもちろんである。かかる不祥事件をひき起した主導力は裁判において明らかな通り共産党員およびそのそそのかしにより少数学生が共産党の手先として行ったものであり、その目的は不安と脅威を激成せんとする政治的、計画的意図に基づくものであり、共産主義の暴力行為を暴露したものである。われわれは共産党指導下のかかる暴力行為は祖国の復興と発展を裏切り列国の信用を失い、また早期講和を妨害する以外の何ものでもないことを銘記し、国民一致の協力により、今後かかる不祥事を再び起させないように期したい。政府としてはかかる暴力行為に対して断固たる処置をとるとともにひいては共産党の非合法化を考慮せざるを得ない次第であり、またかかる不祥事の原動力たる共産主義に対し国民全部が十分の監視と警戒を怠らぬよう希望する。

非合法化の方針は既定 殖田法務総裁は六月四日共産党非合法化問題について次のように語り、最終的には国会が決定すべきだが、非合法化するという根本方針はすでにきまっている、と述べた。

共産党非合法化の問題は占領政策の問題ではないからポ政令をもってこれを行うということとは考えられない。これは日本が自主的に行う問題で最終的には国会が決定すべきことである。しかしそこまでゆくにはまだ相当の段階があると思う。政府は共産党対策には団体等規正令と非合法化法案の立法化という二段構えで進んでいるが、規正令では不十分で最後には立法化の措置が必要と思う。というのは規正令では現在の共産党の解散はできても、共産主義を信奉する政党なり団体ができればそれを直ぐ解散させることはできない。規正令だけでも党役員は追放されるから事実上共産党は壊滅するかもしれない。しかし非合法化という以上党員ばかりでなく、広く共産主義者が対象となることは当然で、共産主義者を公務員や労働組合、文化団体などから除くという問題がおきてなかなかめんどろ。現在この立法技術を考えてはいないが、いまの段階としてはこの方向にゆくだろうと思う。

共産党はすでに非合法化にそなえて準備しているときいているが、こんごは労働組合や文化団体あるいは民主同盟とか人権擁護同盟とかいろいろの名称の団体の中にかかれるだろう。しかし非合法化するという根本方針はすでに決まっている。

非合法化立法設置を研究 吉田首相六月四日の談話に関連して、殖田法務総裁の下で共産党非合法化の立法措置が準備されはじめたが、六月五日の記者団会見で岡崎官房長官はこの問題につき次のように語った。

政府としてはある程度の決心がなければあの首相談話は発表しないし、空おどしはやらない。立法措置の具体化は案外早いだろう。

つづいて殖田法務総裁は六月一五日、名古屋検察庁視察の車中で共産党対策等について次のように述べた。

(一) 団体等規正令を適正に運用して行けば、共産党に対して相当役立つのではないかとと思う。規正令があるということは、共産党非合法化がある程度実現されているともいえるし、共産党自身も幹部追放により暫く足踏みしているようなもので、余程の問題が起らぬ限り、差迫って共産党非合法化法案の必要はあるまい。

(二) 万一共産党を解散した場合、その後の治安維持を心配する向きもあるが、共産党自身現在すでに大部分地下運動をしていることでもあり、解散により治安情勢が急変すると思われず、警察制度運用について工夫して行けば、治安維持にさほどの心配はないと思う。

(三) 労組は最近健全な思想に近づいている。共産党に指導されることも余りあるまい。これらに対し直ちに措置することは考えていない。全学連を解散することも今のところ考えていない。

(四) 訴願委員会の審査は遠からず終わるが、その結果どの程度追放解除が行われ

るかはまったく知らない。また左翼の追放を行っているからといって右翼の追放を緩めるようなことはない。

(五)公安條例を全国一本の法律とすることは各府縣から昨年来要望されているが、地方自治権をおかすようにも考えられる自治体条例で十分なのではないかと思う。

尾行は適法行為 九月一九日、共産党の林百郎代議士は衆議院法務委員会で、共産党員に対する尾行は合法政党に対する弾圧であると抗議したが、警視庁では、共産党追放九幹部に関するレポの尾行や張込は、警察官職務執行法、刑法三五条等により適法である、という主旨を管下各警察署に通達した。

アカハタ等機関紙の発行停止 六月二六日のマッカーサー書簡にもとずき、政府は共産党機関紙を六月二六日から一ヵ月間発行停止処分にするるとともに、同紙印刷所の株式会社アカツキ印刷所を封印して印刷機、活字等を差しおさえ、さらに二八日、法務府特審局は警視庁、国警都本部、都特別調査課の協力をえて関東地方委員会、東京都委員会、各地区委員会をおそい、各機関紙を一ヵ月間発行停止処分にし、印刷施設の封印、残紙の押収を行った。また、同日、国警本部は全国の都道府県警察隊長に各機関紙の停止処分を指示した。

さらに、七月一九日のマッカーサー書簡によるアカハタ無期限停刊指令以後、全国的に機関紙、同類紙の停刊処分が行われ、八月一日現在一、〇九七紙に及んだ。こののち共産党や労働組合機関紙、民主団体機関紙に対して停刊処置が広汎に強行された。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
